

令和 6 年 度

定 例 監 査 等 結 果 報 告 書

〔 集 録 〕

岡 崎 市 監 査 委 員

目 次

保 育 園	1
会 計 課	2
議 会 事 務 局	3
(総務課、議事課)	
消 防 本 部	4
(総務課、予防課、消防救急課、共同通信課、中消防署、東消防署、西消防署)	
共 同 設 置 機 関 の 監 査	6
岡 崎 市 民 病 院	7
(事務局 総務課、施設課、医事課、 額田宮崎診療所、額田北部診療所、こども発達医療センター、看護専門学校)	
市 民 安 全 部	9
(市民協働推進課、防犯交通安全課、防災課、市民課、岡崎支所、大平支所、 東部支所、岩津支所、矢作支所、六ツ美支所、額田支所)	
都 市 基 盤 部	11
(拠点整備課、市街地整備課、公園緑地課、建築課、住宅計画課)	
小 中 学 校	13
工 事 監 査	15
(土木建設部道路建設課)	
環 境 部	17
(環境政策課、ゼロカーボンシティ推進課、環境保全課、廃棄物対策課、 ごみ対策課、清掃施設課、総合検査センター)	
公の施設の指定管理者等監査	19
(コニックス株式会社)	

保 育 園

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象		実 施 日
六 ッ 美 南 保 育 園	六 ッ 美 中 保 育 園	令和6年8月7日
北 野 保 育 園	八 帖 保 育 園	令和6年8月22日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和6年8月22日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各保育園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

会 計 課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年3月27日～令和6年10月23日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、会計管理者等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

議 会 事 務 局

総務課、議事課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年3月27日～令和6年10月23日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、議会事務局長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

消 防 本 部

総務課、予防課、消防救急課、共同通信課、中消防署、東消防署、西消防署

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年3月27日～令和6年11月27日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、消防長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

消防施設用地として借り受けている土地について、土地使用貸借契約に関する内規に基づき土地所有者に謝礼金を支払うこととされているが、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な対応をされたい。

- (1) 市から認可地縁団体に所有権移転された土地について、認可地縁団体と使用貸借契約を締結していたが、謝礼金を支払っていないものがあつた。
- (2) 防火水槽が設置されていない土地の所有者と使用貸借契約を締結し、継続して謝礼金を支払っているものがあつた。また、防火水槽が設置されている土地所有者に謝礼金を支払っていないものがあつた。

なお、これらの不備については、消防施設用地について、土地所有者等の把握及び管理が十分にされていないことが原因であると思料されるため、抜本的な改善を含め、適正な対応に努められたい。

共同設置機関の監査

1 監査の種類

地方自治法第252条の13において準用する第252条の11第4項及び岡崎市監査基準第4条第1項第4号の規定により実施する監査

2 監査の対象

消防本部 共同通信課

3 監査の実施期間

令和6年3月27日～令和6年11月27日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

普通地方公共団体が共同設置する内部組織の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、消防長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

岡 崎 市 民 病 院

市民病院事務局 総務課、施設課、医事課

額田宮崎診療所、額田北部診療所、こども発達医療センター、看護専門学校

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和7年1月31日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、事務局長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、次の点については改善・検討を要する。

医事課

助産に係る費用の一部を誤って消費税等の課税扱いとして処理し、過大に徴収していたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

市 民 安 全 部

市民協働推進課、防犯交通安全課、防災課、市民課、
岡崎支所、大平支所、東部支所、岩津支所、矢作支所、六ツ美支所、額田支所

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和7年3月27日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

市民協働推進課

- 1 学区市民ホームについて、当該施設を管理する権原の取得に関する手続きがされておらず、学区集会施設条例に規定されていないものがあったため、引き続き関係各課等と協議し、適正な対応をされたい。
- 2 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、内容の確認が十分に行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。

防犯交通安全課

地域防犯カメラ維持管理費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。
- (2) 補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあった。
- (3) 証拠書類の確認が十分に行われていないものがあった。

市民課

住民記録システム等運用保守サービス利用契約等の特命随意契約において、遡りで契約書の作成等を行っているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

六ツ美支所

地域協働推進事業費補助金の交付事務において、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあったため、関係各課と協議し、適正な対応をされたい。

都 市 基 盤 部

拠点整備課、市街地整備課、公園緑地課、建築課、住宅計画課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年3月27日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

市街地整備課

土地区画整理組合事業費補助金の実績報告について、土地区画整理事業助成条例事務要領どおり手続がされていないものがあったため、適正な処理をされたい。

公園緑地課

- 1 都市公園占用許可に係る事務について、使用料の算定を誤っているものが複数見受けられたため、都市公園条例等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 都市公園内行為許可について、使用料が前納されていないものが複数見受けられたため、都市公園管理規則に準拠した適正な処理をされたい。
- 3 精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を十分に行っていなかったため、適正な処理をされたい。
- 4 市街地緑化事業奨励補助金及び都市緑化推進事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。
 - (1) 事業着手後に交付申請書が提出されているものがあった。
 - (2) 交付決定前の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。
 - (3) 市街地緑化事業奨励補助金交付要綱の規定によれば、事業の内容を変更する場合は、事業に着手するまでに変更交付申請書を提出しなければならないが、事業完了後に変更交付申請され変更決定をしているものがあった。
 - (4) 実績報告書が要綱に規定された期限までに提出されていないものがあった。
 - (5) 実績確認の検査において、不備がある状態で検査を完了し、補助金を交付しているものがあった。
- 5 公園内の売店の水道使用料金について、歳入の所属年度を誤っているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

住宅計画課

- 1 住民記録システム等運用保守サービス利用契約の特命随意契約について、遡りで契約書の作成等を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 市営住宅の家賃等の債権管理について、単身入居者が死亡した際に長期にわたり敷金から家賃等への充当手続が行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。

小 中 学 校

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
羽 根 小 学 校	六ツ美西部小学校	六ツ美北部小学校	令和7年2月5日
六ツ美北中学校	岡 崎 小 学 校	南 中 学 校	令和7年2月10日
美 合 小 学 校	本 宿 小 学 校	東 海 中 学 校	令和7年2月12日

3 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年2月12日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

小学校

就学援助費の支給事務において、就学援助費の預金口座に私金が混同されているものがあつたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

工 事 監 査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する随時監査

2 監査の対象

矢作川右岸南北道路 道路改良工事（週休2日）（土木建設部道路建設課）

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年3月27日

現地調査日 令和7年1月14日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び工事の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについて監査した。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおりできているか。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取し、かつ現地調査を実施した。

また、監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。公益社団法人大阪技術振興協会からは、監査の対象工事については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画どおりに実施管理され、総括的に良好であるとの報告があった。

6 監査の結果

各項目は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとおおむね認められた。

工事の概要

矢作川右岸南北道路 道路改良工事（週休 2 日）

1 工事場所

岡崎市矢作町地内

2 工事の目的

本工事は、国道 1 号から北の矢作地区に不足する南北交通のネットワークの強化を図ることで、その他の幹線道路や地域の生活道路で発生をしている渋滞を緩和し、快適で住みやすい住環境を創出することを目的に整備を進めている。

3 工事の概要

工事延長 L = 160m

側溝工 L = 290m

舗装工 A = 2, 033m²

4 工事請負業者

株式会社東洋技建

5 設計業務

株式会社千代田コンサルタント

6 事業費（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額 58, 219, 700円

7 契約工期

令和 6 年 7 月 10 日～令和 7 年 3 月 18 日

8 工事進捗率（令和 6 年 12 月末現在）

30. 7%

環 境 部

環境政策課、ゼロカーボンシティ推進課、環境保全課、
廃棄物対策課、ごみ対策課、清掃施設課、総合検査センター

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年4月30日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

環境保全課

河川美化団体補助金の実績報告について、補助金の使途の確認が十分に行われていないものがあったため、証拠書類等を徴取しその使途が補助対象経費に該当するか適切な判断をされたい。

ごみ対策課

1 契約事務において、本来契約課長に購入を依頼すべきと思料される消耗品を複数の発注に分割して直接購入しているものがあったため、物品管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

2 生ごみ減量化促進補助金について、申請額を超える額の補助金を交付しているものがあったため、適正な処理をされたい。

清掃施設課

契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 2者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみのお見積書により随意契約を行っているものがあった。
- (2) 本来契約課長に購入を依頼すべきと思料される消耗品を複数の発注に分割して直接購入しているものがあった。

公の施設の指定管理者等監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 コニックス株式会社
- (2) 公の施設 おかざき自然体験の森
- (3) 所管課 環境部環境政策課

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年4月30日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、マネージャー及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 指定管理業務の概要

- (1) 業務の内容
 - ア 運營業務

イ 施設の維持管理業務

ウ 環境教育・自然体験事業に関する業務

エ その他業務

(2) 指定方法 公募

(3) 指定管理料 29,127,491円（令和5年度）

(4) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

1 施設の利用の承認に関する業務において、利用料金の決定に係る承認手続を行わずに金額の定めをしていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

2 事業報告書に記載された収支状況について、次のとおり不備な点が見受けられたため、市と指定管理者双方において、適正な対応をされたい。

(1) 指定管理業務と自主事業の明確な位置付けと区分が行われておらず、自主事業を含めて報告されていた。

(2) 収入及び支出について、金額が誤って報告されているものがあつた。また、市はその内容の検証を十分に行っていなかった。